

教育委員会会議録

平成27年2月16日(月) 午後1時30分 開会

午後1時58分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員

岩月慎自委員長、笠松和永委員、佐藤元英委員、則竹伸也委員、野村道朗教育長

3 説明のため出席した職員

加古三津代教育次長、岡田信管理部長、竹下裕隆学習教育部長

溝口正己生涯学習監、杉浦慶一郎総合教育センター所長、八木亨総務課長

永井勇一財務施設課長、本荘久晃教職員課長、伊藤良一福利課長

森繁雄生涯学習課長、荻原哲哉高等学校教育課長、高田和明義務教育課長

黒谷厚志特別支援教育課長、鈴木裕健康学習課長、大野芳樹体育スポーツ課長

橋本礼子教育企画室長、山本雅夫文化財保護室長、稲垣直樹総務課主幹

山崎真澄総務課主幹、壁谷幹朗教職員課主幹、黒沢正行教職員課主幹

加藤博之義務教育課主幹、山崎穂高体育スポーツ課主幹、稲葉均総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

岩月委員長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 委員長報告

なし

6 教育長報告

(1) 損害賠償請求事件について

本荘教職員課長が、損害賠償請求事件について、交通事故の当事者間での和解が成立し、県への請求が放棄されたことについて報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 学力・学習状況充実プランについて

高田義務教育課長が、平成26年度学力・学習状況充実プランの概要について報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(岩月委員長)

この学力・学習状況充実プランが学校現場において、十分に活用されることが重要である。

また、全国学力・学習状況調査の調査科目である国語や算数・数学のみならず、すべての教科において、子どもたちの力を伸ばしていけるように、学校のすべての教職員が協力していくことが大事であるので、今後も継続して学校現場を指導していってほしい。

さらに、自ら学び続けることができる子どもを育てていくには、地域や家庭の協力が不可欠であるので、今後も地域や家庭からの協力が得られるように、教育委員会から発信をしていってほしい。

(佐藤委員)

方針が定められても、具体的な仕組みができていないと何もできないということがある。今後、このプランに基づき、それぞれの市町村教育委員会において具体的な取組みが進められると思うが、その具体的な取組みが他の市町村や学校からも見えると、それらが波及して大きな効果が期待できる。そのような取組みの「見える化」を考えてほしい。

(高田義務教育課長)

今年度は、このプランの活用について教育事務所や市町村教育委員会へたびたび働きかけを行っている。学力・学習状況充実プラン及び授業アドバイスシートの活用状況についても確認しており、「授業アドバイスシートを使って、教員が授業の振り返りを行っている」、「授業の中で子どもたちが1時間でできるようになったことを振り返るようになった」、「他校の教員を講師として招き、授業研究を行った」等の声も届いている。

委員指摘のとおり、各学校における成果を、年度末には県内の各学校に示したいと考えている。

(3) 平成26年度全国高等学校総合体育大会第64回全国高等学校フィギュアスケート競技選手権大会について

大野体育スポーツ課長が、平成26年度全国高等学校総合体育大会第64回全国高等学校フィギュアスケート競技選手権大会の概要及び本県選手団の成績について報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(4) 愛知県一宮総合運動場及び愛知県口論義運動公園へのネーミングライツの導入について

大野体育スポーツ課長が、愛知県一宮総合運動場及び愛知県口論義運動公園へのネーミングライツの導入について報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

7 議題及び議事の概要

岩月委員長が、各委員に諮り、協議題1 平成26年度教育委員会所管2月補正予算(案)について、協議題2 平成27年度教育委員会所管当初予算(案)について、協議題3 愛知県職員定数条例の一部改正について、協議題4 県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則等の一部改正について、協議題5 愛知県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、協議題6 愛知県教育委員会教育長

給与条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において協議することとした。

第2号議案 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

本荘教職員課長が、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

協議題1 平成26年度教育委員会所管2月補正予算(案)について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題2 平成27年度教育委員会所管当初予算(案)について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題3 愛知県職員定数条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題4 県吏員職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規則等の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題5 愛知県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

協議題6 愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 通信及び請願

請願第1号 春日井市教頭会学校経営視察における京都市民防災センター視察に関する請願

岩月委員長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(佐藤委員)

請願にある教頭会が京都市民防災センターを実際に視察したという事実確認をどのようにしたのか。また、そのことについて、事務局はどのように考えているのか。

(本荘教職員課長)

まず、当該教頭の服務監督権者である春日井市教育委員会において、復命書、報告書の確認と当該教頭への聞き取りを行い、これらの調査内容を基に、視察に行った学校や京都市民防災センターに直接確認をした結果、春日井市教育委員会では、これらの教頭が実際に視察したものと判断した。そのような春日井市教育委員会からの報告を受けて、県教育委員会からも京都市民防

災センターへ問い合わせ、教頭会が視察したことを確認したところである。

当該教頭5人が、結果として2年続けて同じ京都市民防災センターへ視察に行くことになったが、十分な視察ができたと考えられ、違法性はないものと考えている。

(笠松委員)

今回の視察において防災施設の視察は必要であったのか。また、学校運営上の意義とはどのようなものなのか。

(本荘教職員課長)

そもそも、この教頭会の学校経営視察は、学校マネジメントにおける先進事例の調査としての学校視察と、防災教育に生かすための防災施設視察の二つを目的としている。

京都市民防災センターは、ワンフロア約700㎡、3階建ての大規模な施設であり、これを視察することにより、自校の防災マニュアルの見直し、防災教育において学校運営に十分生かすことができ、有意義なものであると、市教育委員会及び関係校長は判断している。

(則竹委員)

一般的には、2年連続して同じ施設を視察することはいかがかと思うが、なぜ、教頭会は平成25年度に同じ防災施設の視察を計画したのか。

(本荘教職員課長)

この教頭会の学校経営視察は、学校マネジメントについての学校視察と、防災教育のための施設視察を行うことを目的としている。

平成25年度は、まず学校視察の訪問先として京都市立音羽小学校が決定され、次に二つ目の目的である防災教育のための施設視察としては、学校視察の訪問先から近いことと、非常に充実した施設であり、防災教育を行う上で、非常に有益であると評価したことから、京都市民防災センターとしたものである。

今回の教頭会の班には17人が参加しているが、春日井市教頭会学校経営視察においては、市内の教頭が3つの班のいずれかに分かれて視察を行っており、結果として、うち5人が2年連続して当該施設を視察することになったものである。

2年連続の視察とはなったが、1年目にはできなかった体験も2年目に十分にすることができ、視察の効果があったと聞いている。

9 自由討議

なし

10 その他

なし